

# 電波監理審議会（第1017回）議事要旨

## 1 日 時

平成27年3月11日（水）15:05～16:27

## 2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、吉田 進（会長代理）、松崎 陽子、山本 隆司、村田 珠美

### (2) 審理官

宮本 正、榮 春彦

### (3) 幹事

夏賀 邦明（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

安藤情報流通行政局長、渡辺大臣官房審議官 他

## 4 議 事 模 様

### (1) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について

（諮問第7号）

審議の結果、諮問のとおり変更することは適当との答申をした。

#### 【内容】

外国語放送を行う超短波放送の安定した受信の確保を図るため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するもの。

### (2) スカパーJ S A T株式会社所属衛星基幹放送局の予備免許について

（諮問第8号）

審議の結果、諮問のとおり予備免許を与えることは適当との答申をした。

#### 【内容】

スカパーJ S A T株式会社から申請のあった平成28年以降に使用する衛星基幹放送局3局について、予備免許を付与するもの。

**(3) 日本放送協会所属の中波放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更の許可について**

**(諮問第9号)**

審議の結果、諮問のとおり許可することは適当との答申をした。

**【内容】**

日本放送協会所属の中波放送を行う基幹放送局（特定地上基幹放送局）の予備送信機の設置を行うため、電気通信設備を変更するもの。

**(4) 日本放送協会に対する平成27年度国際放送等実施要請について**

**(諮問第10号)**

審議の結果、諮問のとおり要請することは適当との答申をした。

**【内容】**

日本放送協会に対して、放送法第65条に基づき、国際放送等の実施を要請するもの。

**(5) 放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案について**

**(諮問第11号)**

審議の結果、諮問のとおり改正及び変更並びに制定することは適当との答申をした。

**【内容】**

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）の施行に伴い、必要となる関係省令等の規定の整備を行うもの。

（文責：電波監理審議会事務局）